

学校選択制検証検討会のまとめ（中間）概要

1 経緯

学校選択制度（以下、「選択制」という。）については、本区では今年度で7回目の実施となった。最近、各方面から賛否両論様々な意見が出され、見直しを検討した自治体もある。本区においても、様々な課題を検証し、より望ましい就学制度を実施するため、検証検討会を設置し、方向性を示すこととなった。

2 板橋区の現状（平成21年度新1年生の状況）

- (1) 地元の学区域と隣接学区域を選択した児童生徒が、小学校で 97.2%、中学校で 96.9%を占めている。
- (2) 選択制を利用し、学区域外の学校に入学した児童生徒は、小学校 22.5%、中学校 27.7%であり、その中で小学校 87.5%、中学校 88.8%が隣接学区域を選択している。

3 検討会で論議された就学制度

- (1) 区内完全自由選択制（区内を1ブロックとして希望する学校に就学）
- (2) 自由選択制〔板橋区現行制度〕（学区域を残した上で、区内の希望する学校に就学）
- (3) ブロック選択制（区をブロックに分け、ブロック内の希望する学校に就学）
- (4) 隣接区域選択制（学区域を残した上で、隣接する学区域内の希望する学校に就学）
- (5) 特認校制（学区域を残した上で、特定の学校につき、学区域に関係なく就学を認める）
- (6) 学区域制（規定された学区域の学校に就学）

4 検討会で挙げられた課題と考え方

- (1) 通学の安全性が確保できるか

選択制を利用したことにより、むしろ通学距離が短くなり、登下校の安全確保が保たれるという考え方の人が多かった。

小学校1年生を例にとると、学区域や隣接区域以外からの通学者は、各学校とも若干名しかいない。通学距離・安全性を考慮するため、遠距離通学者は多くないのが実態である。

学区域の中心に学校がないというエリアの歪みに対し、選択制は通学区域の保護者の近い学校に行きたいという要望を調整してきた面もある。そのようなメリットには目を向けていきたい。

- (2) 地域との関係が希薄になっているのではないか

「地域」といっても、人により学区域や町会地域など様々な考え方がある。地域の子どもは地域で育てることが教育の原点であり、特に義務教育では、地域の人たちとのふれあいが大切であるとの指摘がなされた。

一方、本区のほとんどの子どもは学区域＋隣接学区域通学者で占められるため、地域との関係が崩れているとは言い難いとの意見もある。

交通機関の発達、個人情報保護意識の高まりや生活スタイルの変化等により学区域の子ど

もであっても、地域の行事に参加しない子も多く、地域への意識が変化している。

(3) 適正規模の維持に支障はないか

選択制により、学校間で入学者数の増減差が著しくなり、適正規模が維持できなくなった、との意見があるが、従来から、多くの児童・生徒が指定校変更制度を利用した経緯がある。

平成 16 年度の選択制導入時に本区全体で入学校変更者の割合が 5 ポイント程上昇したものの、その後はほぼ横ばいの状況が続いており、学区域外の学校に通学する子どもが、飛躍的に増加したわけではない。

ただし、選択制により、通学区域内の子どもが他校を希望し小規模化に拍車がかかる学校は存在する。今後、区内在住の子どもの数が減少していくため、学校が密集する地域では、選択制に関わらず小規模校の出現は避けられないと考える。

(4) 正確性を欠く情報で選択されてしまうのではないか

アンケート結果によると、学校を選ぶ時の参考として、小学校は「学校公開」を選ぶ者が 30%で最も多いが、「友人・地域の人の情報」も 27.7%と高い率で続いている。

一方、中学校は「友人・地域の人の情報」が 30.5%だが、「学校公開」は 12.7%と小学校の半分以下となる。

今後は、学校公開、学校案内冊子、学校ホームページ及び学校行事の見学を参考とする割合を増やし、しっかりとした情報発信やPRに力を入れていくべきである。

5 検討結果

(1) 選択制を廃止する場合の影響

仮に、選択制を廃止しても、何らかの特別な事情があれば子ども・保護者は指定校変更を申請できる。

選択制を見直しても、学区域を超えて通学するケースは本区全体で相当数になると見込まれ、平成 16 年に学区域制を変更した時の一つの理由である指定校変更の不平等（先着順による受付等）という問題が再び起きる。

(2) 結論

① 本区の就学制度は、学区域を残したうえでの選択制である。原則は、学区域の子は学区域の学校に通うことであり、これは従来から変わらない。

選択制については、保護者からも一定の支持、理解を得ており、学区域を簡単に変えられない以上、制度は存続させる。

② 小学生の遠距離通学については、安全性や通学距離の問題から、徒歩を原則とし、通学区域は学区域＋隣接学区域が望ましいという結論に至った。

中学生については、当面の間、特色ある教育やクラブ活動の充実などを考慮したうえで、徒歩通学を原則とする必要性も小学生と比べ低いことから、現行制度を維持する。

③ 選択制の存続にあたっては、「学校適正規模及び適正配置審議会」で検討結果が出た後、具体的な適正配置等の方策の検討がなされるまで小規模校の統廃合は行われないことを改めて表明し、当座の不安を解消する。